

学校法人智香寺学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人智香寺学園寄附行為第45条の定めに基づき、学校法人智香寺学園（以下「本法人」という。）の理事および監事（以下「役員」という。）の報酬並びにその他の事項に関する基本事項について定める。

2 この規程に定めのない事項については、法令或いは理事会の決定に従うものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である役員をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (3) 教職員役員（理事）とは、常勤役員であり本法人の教職員としての地位を有し、かつ常時教職員としての職務に従事している役員（理事）をいう。
- (4) 役員の報酬とは、報酬、日当、その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、教職員の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の体系)

第3条 役員に対する報酬等は次のとおりとし、原則として他の手当等は支払わない。

- (1) 常勤役員 月額報酬及び通勤手当を支払う。
- (2) 非常勤役員 年額報酬及び日当を支払う。
- (3) 教職員理事 月額報酬を支払う。

(報酬等の決定方法)

第4条 常勤役員の月額報酬は、別表1（常勤役員報酬表）に掲げる金額により、事業年度毎に理事会が承認した報酬総額の範囲内において支払う。

2 常勤役員としての理事及び監事（学内役員を含み、教職員役員を除く役員）の報酬は、理事会がその役員の役割、職務の内容、本法人の財政状態及び教職員の給与水準並びに規模が同程度となる学校法人役員の間水準等を勘案して決定する。なお、理事会は理事及び監事の報酬額決定に関することを理事長に一任することができる。

3 通勤手当は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学給与規程第19条の例に準じる。

4 非常勤役員の報酬については、別表2（非常勤役員報酬・日当表）により支払う。ただし、本人からの申し出により無報酬とすることができる。

(役員報酬の支払い)

第5条 役員の報酬は、通貨により直接役員に全額を支払う。ただし、法令の定めにより役員報酬から控除すべきもの及び本人から申出のあった立替金などがある場合には、これを控除して支払う。

2 常勤役員に対する月額報酬の計算期間は毎月1日から末日までとし、その月の21日に支払う。ただし、21日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、前日に繰り上げて支払う。

- 3 非常勤役員に対する基本報酬は、4月1日及び10月1日に在任する役員について5月と12月に年額報酬を2分の1ずつ支払う。
- 4 非常勤役員の日当は、原則として1日から末日を計算期間とし、翌月21日に支払う。
- 5 第1項の規定にかかわらず、役員報酬は本人からの申し出にもとづき、金融機関の本人名義の口座へ振り込みによって支払うことができる。

(費用の支払い)

- 第6条 役員が職務執行のため出張等を行った場合には、当該役員に対し、学校法人智香寺学園役員旅費規程に基づき旅費を支払う。
- 2 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張旅費の支払等について必要な事項は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学派遣及び海外出張規程を準用する。
 - 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を請求する場合は、当該費用を支払う。

(就任・退任時の支払い)

- 第7条 役員に就任または退任、若しくは解任されたときの当月分報酬は、暦日による日割り計算を行って支払う。
- 2 任期の途中で役職の変更があった場合は、新役職就任の月から月額報酬の改訂を行い、暦日による日割り計算を行って支払う。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、死亡により退職した場合は、その月の報酬は全額支払うものとする。

(休職時等の取扱い)

- 第8条 病気療養などの事情により、やむを得ず長期の休職となった役員の報酬は、原則としてその事業年度中は減額せずに支払う。

(役員報酬の減額措置)

- 第9条 本法人の業績が著しく低迷した場合または社会的に責任を明らかにすべき自体が発生した場合やその他の理由が生じたときには、理事会の決定に基づき、臨時に役員報酬の減額措置を講じることができる。

(役員退任慰労金)

- 第10条 第3条の定めにかかわらず、令和2年3月末日に在籍する教職員役員以外の常勤役員が公益財団法人私立大学退職金財団（以下「退職金財団という。」）の加入者であって、任期の満了または傷病や死亡により退任をしたときには、退職金財団から交付された退職資金の額を、役員退任慰労金として支払う。
- 2 前項における死亡退任の場合には、その遺族に役員退任慰労金を支払う。なお、遺族の範囲及び支払順位については、労働基準法施行規則による遺族補償の受給権者に関する規定を準用する。
 - 3 前2項に該当する場合であっても、在任中に本法人へ重大な損害を与えた場合には、理事会の決議により役員退任慰労金の一部又は全部を支払わないようにすることができる。

(役員退任慰労金の支払日)

第11条 前条による役員退任慰労金は、退職金財団から退職資金交付を受けた後、法令の定めによるものを控除して速やかに支払いを行うものとする。

(特別功労金)

第12条 役員在任中特に功績顕著と認められる常勤役員が退任する際に、功労金の支払いが提案され、理事会が決議した金額を支払うことについて評議員会と監事が同意した場合には、当該役員に対し特別功労金を支払うことができる。

(端数処理)

第13条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(役員の手慰金・見舞金)

第14条 役員に関する手慰金及び見舞金は、学校法人智香寺学園役員手慰金・見舞金規程に定める。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、予め評議員会に意見を聴取し、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人智香寺学園常務理事役員報酬規程（平成10年4月16日制定、平成22年12月1日施行）は廃止する。

別表1 常勤役員報酬表（第3条第1項関係）

役職名	月額報酬
理事長	1,466,000円
学長	1,160,000円
常務理事	1,000,000円
理事及び監事	500,000円～1,000,000円
教職員理事	100,000円

- ※1 学長及び教職員理事が常務理事として就任する場合は、上記の月額報酬額に10万円を追加する。
- ※2 ※1の定めにかかわらず、教職員理事に支払われる年間の報酬、給与、賞与及びその他手当等の総額は、常務理事に支払う年間報酬額を超えないものとする。

別表2 非常勤役員報酬・日当表（第3条第4項関係）

	報酬及び日当の額
理事の基本報酬	年額 120,000円
監事の基本報酬	年額 240,000円
理事会等の会議出席	日額 20,000円
上記のほか法人業務のための勤務	日額 20,000円